

令和6年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第 25号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 議案第 2号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 3号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正
予算
- 日程第 8 議案第 4号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 5号 令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算
- 日程第 10 議案第 6号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算
- 日程第 11 議案第 13号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 14号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正
する条例制定について
- 日程第 13 議案第 16号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給
方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議案第 17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 日程第 15 議案第 20号 羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第 16 議案第 21号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改
正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 22号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サー
ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第18 議案第23号 羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第19 議案第24号 第8期羅臼町総合計画（基本計画）の策定について

日程第20 町長・教育長行政執行方針

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	米井 宏喜 君		2番	浜岸 昭仁 君
	3番	小川 雅勝 君		4番	山下 竜哉 君
	5番	加藤 勉 君		6番	田中 良 君
	7番	高島 讓二 君		8番	松原 臣 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	石 崎 佳典 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画振興課長	八 幡 雅人 君	総 務 課 長	飯 島 東 君
税務財政課長	対 馬 憲仁 君	税務担当課長	鹿 又 芳弘 君
環境生活課長	長 岡 紀文 君	保健福祉課長	本 見 泰敬 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久代 君	子育て支援センター所長	長 内 美奈子 君
産業創生課長	大 沼 良司 君	まちづくり担当課長	湊 慶介 君
建設水道課長	佐 野 健二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
社会教育課長	野 田 泰寿 君	会 計 管 理 者	鹿 又 明仁 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松 崎 博幸 君	議会事務局次長	堺 勝敏 君
--------	----------	---------	--------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番浜岸昭仁君及び7番高島讓二君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から3月15日までの10日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため、3月8日から3月14日までの7日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため、3月8日から3月14日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和6年度第1回定例町議会に、議員皆様の御出席を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、「知床国立公園指定60周年・知床世界自然遺産登録20周年事業について」であります。

知床国立公園は、昭和39年6月1日に指定され、本年で60年を迎え、平成17年7月17日に登録された知床世界自然遺産につきましても、翌年の令和7年に20年の節目を迎えます。管理者である環境省、林野庁、北海道と斜里町及び羅臼町の行政5者が連携し、令和6年度及び令和7年度の2年間にわたって、周年事業の開催を計画しております。

行政5者の共同事業といたしましては、本年6月1日に、知床国立公園指定60周年記念シンポジウムを斜里町にて開催を予定しているほか、9月には斜里町・羅臼町の両町において、知床の自然を多くの人に体感してもらう参加型イベントを計画しております。

また、翌年の7月に、知床世界自然遺産登録20周年記念フォーラムを開催予定であり、こうした事業を通じて国立公園や世界自然遺産への指定・登録に至った経緯、また、生態系と生物多様性の二つの世界遺産のクライテリア（評価基準）に合致する「顕著で普遍的な価値」を有すると認められた知床の自然であることを再認識し、その保全を図るとともに、この間、発展してきた自然体験などの活動や新たな体験創出と、それらのつながりから良質なエコツーリズムの進展を図り、活動を展開される事業者の皆様とともに、ルールやリスク管理について広く発信してまいりたいと考えております。

つきましては、町内の関係団体や町民の皆様にも趣旨を御理解いただき、一緒に機運醸成に関わっていただきたいと願っております。こうした取組から、自然との調和を基調として、次世代に継承する取組につながるよう幅広い関係者と推進していく契機とするものであります。

2件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、令和6年3月4日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べて数量は横ばいですが、金額は、単価が

100円近く高く推移をしております。逆にマスは単価が安く、数量では上回っていますが、金額で昨年同期から見て減となっております。スケソにつきましては、2月末より少し捕れ始めましたので、ラストスパートに期待しているところであります。タラやカレイ類は、ほぼ横ばいで推移をしております。

1月より、ウニ漁が始まっておりますが、昨年は、価格が高騰した際は殻付きでの出荷が目立っておりましたが、今年度は、殻付きの単価が低かったため、割合が少なくなっております。ウニ漁全体でも、これまで約2,500万円の減となっております。6月までの漁期でありますので、これからの巻き返しに期待しているところです。

これまでの総水揚げ高は、金額ベースで昨年同期と比べ8,000万円ほどの減となっております。

令和6年になって2か月ほどたちましたが、これからの大漁を祈願いたしたいと思いません。

また、春先にかけて急に強い風が吹いたり、天候の変化に十分留意され、事故のない操業も願うところであります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第25号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第25号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の最終ページをお開きください。

議案第25号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

現在の公平委員が任期満了となったため、新たに次の者を任命したいと思っております。

氏名につきましては、石田順一氏。

住所、目梨郡羅臼町礼文町52番地1。

生年月日は、昭和32年1月12生まれの66歳でございます。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

石田氏におかれましては、釧路工業高等学校卒業後、民間企業にお勤めになられ、昭和55年から羅臼町役場に勤務されておりました。当初は、建設部中心でしたが、その後、

保健福祉、水産、教育と広く活躍をされております。現在は、羅臼町社会福祉協議会事務局長として手腕を発揮されております。

人柄、経験、識見ともに兼ね備えており適任でありますので、議員皆様の同意をお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第25号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第2号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第2号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第2号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,222万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,513万4,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条は、地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金355万7,000円を減額し、4,619万6,000円。

2項負担金355万7,000円を減額し、4,359万6,000円。これにつきましては、相泊漁港の水産基盤整備事業の事業費確定に伴い、地元負担金12万8,000円の追加と水産系廃棄物焼却処理事業負担金につきまして、現在、水産系廃棄物残渣の有効活用に向けた試験を行っているため、焼却処理を見合わせているところでありますので、事業者負担金368万5,000円を減額するものでございます。

14款国庫支出金2,255万9,000円を減額し、4億8,115万円。

2項国庫補助金2,255万9,000円を減額し、3億2,552万円。マイナンバーカードへの氏名のローマ字型表記を記載するシステム改修費、及び戸籍の氏名に振り仮名を追加する機能整備として764万4,000円を追加。合併処理浄化槽設置事業の事業費の確定に伴い87万8,000円を減額。新型コロナウイルスワクチン特例接種の終了に伴い、ワクチン保管用のディープフリーザー・超低温冷凍庫の処分費用に対する補助金62万5,000円を追加。

また、町営住宅緑町団地の改築工事及び改善工事などの事業費確定に伴い、2,890万8,000円の減額。さらに、幼稚園の園務の改善のためのICT化支援補助金について、国庫補助金から道補助金へ組替えることで104万2,000円の減額となります。

15款道支出金533万4,000円を減額し、2億1,681万6,000円。

1項道負担金82万4,000円を減額し、8,360万8,000円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付額の確定によるものでございます。

2項道補助金451万円を減額し、1億2,098万円。これにつきましては、知床羅臼野遊びフィールドの増築棟整備工事が入札不調になったことにより、令和5年度中の執行が困難となったことから、事業費の財源として見込んでおりました地域づくり総合交付金455万4,000円を減額。また、学校給食センター補修工事の事業費確定に伴い70万円の減額。さらに、幼稚園の園務改善のためのICT化支援補助金について、国庫補助金から道補助金へ組替えることで74万4,000円を追加するものであります。

17款1項寄附金1,610万5,000円を追加し、9億1,880万3,000円。ふるさと納税の寄附申込みが見込額を上回ることが予測されるため、1,500万円を追加。また、企業版ふるさと納税寄附金2件と団体1件から、合計110万5,000円の善意の寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金6,448万円を減額し、6億7,734万2,000円。これにつきましては、町営住宅等長寿命化事業の事業費確定に伴い、繰入額の財源調整として、1,341万8,000円が追加となります。また、知床羅臼野遊びフィールド増改

築棟整備工事の入札不調に伴い、令和5年度中の執行が困難となったことで1,346万1,000円の減額。さらに、合併処理浄化槽設置事業の事業費確定により288万2,000円の減額。図書館改修工事に要する財源を過疎債へ組替えることで、6,155万5,000円が減額となります。

19款1項繰越金1,043万1,000円を減額し、2億5,559万1,000円。歳出の財源調整のため、前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入7万円を減額し、3,868万円。

3項雑入7万円を減額し、2,871万9,000円につきましては、知床物産展の事業費確定に伴い、いきいきふるさと推進事業の助成金の減額となります。

21款1項町債5,810万円を追加し、4億2,210万円。給食センター備品更新事業債60万円の減額。温水プール改修事業債40万円の減額。これらは事業費確定によるものでございます。また、図書館改修工事の財源組替えとして、図書館改修事業に組替えをするものでございます。

歳入合計で3,222万6,000円を減額し、61億3,513万4,000円となるものでございます。

次に、3ページでございます。

歳出でございます。

1款1項議会費130万7,000円を減額し、3,438万円。議会改革に伴う経費や出張旅費のパック料金使用など、決算見込みによる減額となっております。

2款総務費1,906万2,000円を追加し、21億6,375万8,000円。

1項総務管理費1,573万3,000円を追加し、21億497万1,000円。消防事務組合負担金179万8,000円が決算見込みによる減額。また、善意の御寄附3件、110万5,000円をいただいたことで、体育文化振興基金へ5,000円、企業版ふるさと納税基金へ110万円を積立てするものでございます。交通安全指導員の新規加入に伴い、制服代など27万1,000円。阿寒バスの釧路・羅臼線に伴う関係する市町負担金が確定したことで、1,690万7,000円がそれぞれ追加となります。また、町単独の北方領土洋上慰霊を計画しておりましたが、関係団体との協議により実施を見送ったことで10万円の減額。町営住宅緑町団地の改築工事及び長寿命化を図るための改善工事など1,601万4,000円。職員住宅水洗化工事実施設計業務が40万円。知床物産展事業で90万3,000円が、それぞれ事業費確定に伴う減額となります。

さらに、地方公務員法の一部改正や森林環境譲与税の徴収などが電子化対応されることに伴い、人事給与システム及び住民税システムの改修に伴う自治体情報システム協議会負担金で166万5,000円の追加。全国の皆さんから応援をいただいておりますふるさと納税につきまして、第4回臨時議会におきまして2億円を追加させていただいたところではありますが、さらに申込み件数が増える見込みでありますので、1,500万円を追加させていただくものであります。

3項戸籍住民基本台帳費323万2,000円を追加し、1,645万円。当初予算で計上しておりました戸籍附票の氏名の振り仮名を追加するための整備事業139万7,000円を予算の組替えにより減額し、マイナンバーカードの氏名にローマ字表記を記載するシステム改修として、自治体情報システム協議会負担金として462万9,000円を追加。

6項監査委員費25万9,000円を減額し、177万9,000円。旅費の決算見込みによるものでございます。

7項防災費35万6,000円を追加し、880万6,000円。防災行政無線の知円別中継局の非常用発電機の故障による修繕費の追加となっております。

3款民生費46万9,000円を減額し、5億7,057万6,000円。

1項社会福祉費46万9,000円を減額し、4億6,888万5,000円。これにつきましては、根室圏域障がい者相談支援センター業務委託につきまして、1市4町で協議会を組織し業務委託を行っておりますが、委託費を算出する際、誤った認識で非課税事業として算出していたことが判明し、修正申告が可能な過去5年分と令和5年度分の追加消費税及び延滞税相当額分を補正するものでございます。

4款衛生費2,612万1,000円を減額し、6億4,828万2,000円。

1項保健衛生費263万5,000円を減額し、2億9,184万4,000円。新型コロナウイルスワクチンの特例接種が終了することで、ワクチンを保管するために利用しておりましたディープフリーザー・超低温冷凍庫の処分費用で62万5,000円の追加。診療所の特別調整交付金の確定に伴い、診療所事業特別会計繰出金へ42万3,000円を追加。令和4年度未熟児療育医療費国庫負担金の確定により7万7,000円を追加。また、合併処理浄化槽設置整備事業376万円が決算見込みによる減額となります。

3項清掃費2,348万6,000円を減額し、3億4,729万1,000円。内容につきましては、根室北部衛生組合負担金で195万2,000円、一般廃棄物最終処分場負担金79万3,000円、根室北部廃棄物処理広域連合負担金937万1,000円が、それぞれ決算見込みによる減額となります。また、一般廃棄物処理に要する経費で、ごみ袋購入経費400万円が決算見込みによる減額であります。

さらに、水産系廃棄物焼却処理業務につきまして、現在、水産系廃棄物残渣の有効活用に向けた堆積残渣の試験を行っており、焼却処理を見合わせていることから、業務委託料737万円を全額減額するものでございます。

5款農林水業費25万7,000円を追加し、7,633万3,000円。

3項水産業費25万7,000円を追加し、5,983万1,000円。相泊漁港の水産基盤整備事業の事業費及び地元負担金が、当初見込みを上回ったことによる追加となります。

8款教育費2,364万8,000円を減額し、4億7,086万8,000円。

4項幼稚園費28万3,000円を減額し、2,054万1,000円につきましては、

幼稚園に対するパソコンなどの備品整備の事業費確定によるものでございます。

5項社会教育費245万5,000円を減額し、9,940万3,000円。図書館改修工事及び管理委託料の入札減によるものでございます。

6項保健体育費2,091万円を減額し、1億7,178万円。知床羅臼野遊びフィールドの浄化設備工事の入札が2度不調になったことにより、トイレなどの増築工事と水道整備工事に分けて入札執行した結果、水道整備工事のみが落札となったことで、トイレなどの増築工事分の事業執行が困難となったことで、1,946万4,000円を減額。また、温水プール改修工事35万9,000円、給食センター補修工事108万7,000円が、事業費確定による減額となります。

歳出合計3,222万6,000円を減額し、61億3,513万4,000円となるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

5件の事業を翌年度へ繰り越すものでございます。

1件目は、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム改修事業929万5,000円ではありますが、戸籍への氏名振り仮名表記及びマイナンバーカードへのローマ字表記につきまして、令和5年度から令和6年度の2か年で実施予定でありましたが、国の補助金の都合上令和5年度、単年度補助へ切り替わったことで、このたび補正をお願いしたところではありますが、今年度の実施が見込めないことから、翌年度へ繰越しするものでございます。

2件目は、3款民生費1項社会福祉費、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金2,898万2,000円。3件目は、3款民生費1項社会福祉費、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金の住民税均等割のみの世帯に対する事業1,127万5,000円。4件目は、3款民生費2項児童福祉費、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金のこども加算事業288万8,000円。これら、2件目から4件目の事業につきましては、昨年の第4回定例会及び今年の第1回臨時議会で補正していただいた物価高騰対策の給付金ではありますが、給付申請に関わるシステム改修が遅れたことにより、今年度の事業終了が見込めないことから、翌年度へ繰越しするものでございます。

5件目は、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業88万3,000円につきましては、今回補正をお願いしておりますディープフリーザー・超低温冷凍庫この処分につきまして、今年度の実施が見込めないことで翌年度へ繰越しするものでございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

1件の追加があります。

知床羅臼野遊びフィールド管理棟増築整備事業、期間は令和5年度から令和6年度であります。限度額は1,933万9,000円であります。

先ほどの補正の中で御説明させていただいたとおり、浄化設備工事のトイレなどの増築整備につきまして、令和5年度単年度で事業執行が困難となったものでありますが、早期に入札準備を進め、できるだけ早く整備をするため、債務負担行為補正をさせていただくものでございます。

5ページをお願いいたします。

第4表で、地方債補正でございます。追加1件と変更が2件ございます。

最初に追加であります。

図書館の改修工事の財源の組替えにより、追加するものでございます。起債の目的は、図書館改修事業債（過疎対策事業債）であります。限度額は5,910万円、起債の方法は証書借入又は証券発行であります。利率は5.0%以内、ただし利率見直し方式で借入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものでございます。

次に、変更2件であります。事業費の確定による限度額の変更であります。

1件目は、起債の目的は、給食センター備品更新事業債（過疎対策事業債）、限度額200万円を140万円へ変更するものでございます。2件目は、起債の目的は、温水プール改修事業債（過疎対策事業債）で、限度額890万円を850万円へ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第7 議案第3号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第3号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の6ページをお願いします。

議案第3号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,451万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款国庫支出金3,000円を追加し、5万4,000円。

1項国庫補助金3,000円を追加し、5万4,000円。内容としましては、令和5年度社会保障・税番号制度システム整備等補助金の交付が決定されたことによるものでございます。

3款道支出金から72万3,000円を減額し、5億9,368万8,000円。

1項道補助金から72万3,000円を減額し、5億9,368万7,000円。内容につきましては2点ございまして、1点目は、被保険者の重症化予防及び第3期データヘルス計画策定に係るアドバイザー事業の開催が、予定よりも少なかったことによる30万円の減額。2点目は、へき地直営診療所の運営費に対して交付される特別調整交付金が、予算額より42万3,000円下回ったことのため、減額するものでございます。

続きまして、5款繰入金78万1,000円を減額し、5,981万7,000円。

2項基金繰入金78万1,000円を減額し、912万2,000円。内容につきましては、2点ございまして、1点目は、令和5年度社会保障・税番号制度システム整備等補助金の交付が決定したこと。2点目は、市町村事務処理標準システムの公開に伴い、運用負担金が引き下げられ、共同電算処理委託料に余剰金が発生する見込みとなったことによる財源調整のため、財政調整基金から減額するものでございます。

歳入合計150万1,000円を減額し、9億7,451万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費77万8,000円を減額し、1,838万2,000円。

1項総務管理費77万8,000円を減額し、1,417万5,000円。内容につきましては、先ほど歳入で御説明いたしましたが、市町村事務処理標準システムの運用負担金の額の減額によるものでございます。

5款保健事業費30万円を減額し、1,708万8,000円。

1項保健事業費30万円を減額し、1,308万7,000円。内容としましては、先ほども御説明いたしました、データヘルス計画策定等のアドバイザー派遣事業の回数が増えたことによる減額でございます。

続きまして、7款諸支出金42万3,000円を減額し、8,335万5,000円。

2項繰出金42万3,000円を減額し、8,122万円。内容としましては、へき地直営診療所の運営に対して交付される特別調整交付金が、予算額よりも交付額が下回ったため、差額を減額補正するものです。

以上、歳出合計150万1,000円を減額し、9億7,451万円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る3月1日開催の令和6年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料27ページから32ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第8 議案第4号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第4号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第4号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,840万3,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金40万円を追加し、1億1,704万6,000円。

2項国庫補助金40万円を追加し、3,588万1,000円。内容としましては、介護報酬改定に伴い、介護保険システム改修費に係る80万円のうち、国からの補助金として2分の1の40万円の追加でございます。

7款繰入金40万円を追加し、1億331万5,000円。

1項他会計繰入金40万円を追加し、8,358万3,000円。内容としましては、介護保険システム改修費80万円に係る経費から、国庫補助金40万円を差し引いた残りの40万円を一般会計より繰入れるものでございます。

歳入合計80万円を追加し、4億9,840万3,000円となるものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費80万円を追加し、875万4,000円。

1項総務管理費80万円を追加し、567万2,000円。内容としては、令和6年度からの介護報酬改定に伴い、介護保険料算定の段階区分の細分化や、判定基準等の見直しに伴う介護保険システムの改修費でございます。

歳出合計80万円を追加し、4億9,840万3,000円となるものでございます。

なお、詳細につきましては別冊資料、事項別明細書の33ページから38ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第9 議案第5号 令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
療事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第5号令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の12ページをお願いします。

議案第5号令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,645万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金139万5,000円を減額し、1,957万8,000円。

1項他会計繰入金139万5,000円を減額し、1,957万8,000円。令和5年度広域連合事務負担金及び保険基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。

歳入合計139万5,000円を減額し、7,645万8,000円とするものでございます。

14ページをお願いします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金139万5,000円を減額し、7,436万1,000円。令和5年度広域連合事務負担金が確定したことによる29万5,000円及び保険基盤安定負担金の額の確定による110万円の合計が、広域連合納付金から減額されるものでございます。

歳出合計139万5,000円を減額し、7,645万8,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料39ページから44ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第10 議案第6号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第6号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の15ページをお願いいたします。

議案第6号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入のみの補正でございます。

内容は、知床らうす国民健康保険診療所の診療状況により交付される特別調整交付金の額の変更により、一般会計繰入金及び国民健康保険事業特別会計繰入金において、財源内訳の調整を図るものでございます。

歳入歳出合計に変更はございません。

なお、当補正予算につきましては、3月1日開催の国保運営協議会にて諮問し、承認を得ておりますことを申し添えます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第11 議案第13号 羅臼町課設置条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第13号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 議案の43ページをお願いします。

議案第13号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

44ページをお願いします。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町課設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「企画振興課」を「企画財政課」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「環境生活課」を「町民環境課」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から第7号までを1号ずつ繰上げる。

第2条第1号中「企画振興課」を「企画財政課」に改め、同号に次のように加える。

ク 財政計画及び予算編成に関すること。

ケ 経理に関すること。

第2条第3号を削り、同条第4号中「環境生活課」を「町民環境課」に改め、同号に次のように加える。

ケ ゼロカーボンシティに関すること。

コ 町税の賦課及び徴収に関すること。

第2条中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰上げる。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

今回の改正は、職員募集を行っても、業務遂行のために最低限必要な人員の確保が困難な状況にある中、課の統合により職員同士が業務を補完できる体制を整備し、行政サービスを維持させることを目的に実施するもので、企画財政課につきましては第8期総合計画を着実に進めることを目的に、環境町民課につきましては町民の利便性向上のため窓口体制の向上を図るほか、ゼロカーボンシティへの取組の強化や今後の地域公共交通の在り方の検討など、喫緊の課題解決に向けた体制の整備を目的に行うものでございます。

なお、参考資料の67ページ、68ページ、資料47に本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第12 議案第14号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用
弁償条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第14号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の45ページをお願いします。

議案第14号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

46ページをお願いします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表1中「22万2,000円」を「27万8,000円」に、「17万8,000円」を「22万3,000円」に、「15万9,000円」を「19万9,000円」に、「14万8,000円」を「18万5,000円」に改める。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

本条例の詳細につきましては、お手元に別冊として配付しております参考資料の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の概要により御説明させていただきますので、特段の御配慮をお願いいたします。

参考資料の69ページ、資料48をお開き願います。

昨年8月、議長より町長宛てに議員のなり手確保の一案として、議会議員報酬の改正、今回につきましては管内各町の水準までに引上げ、もしくは以前の報酬水準までの回復について要請があり、羅臼町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、議会議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとされていることから、資料にございますとおり、町長より審議会宛て改正についての諮問があった後、3回にわたり審議会が開催されました。

審議会の意見といたしましては、議会議員の報酬については、道内144町村中143番目の低報酬ということが議員のなり手不足の一因であり、報酬を引上げることにより、なり手不足を一定程度解消させることは可能と思われるが、羅臼町の経済状態や社会情勢を鑑み、現在の報酬額の前の時点、平成15年12月1日時点の報酬へと回復させる旨の答申があったことから、この答申に沿った条例改正案を上程させていただいておりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

なお、参考資料の70ページ、資料49に本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、のちほどお目通しをお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 1 3 議案第 1 6 号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 3 議案第 1 6 号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 議案の 4 9 ページをお願いします。

議案第 1 6 号町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

5 0 ページをお願いします。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「6 3 万 7, 0 0 0 円」を「6 7 万 7, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「5 3 万 5, 0 0 0 円」を「5 7 万 6, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 0 万 1, 0 0 0 円」を「5 3 万 1, 0 0 0 円」に改める。

附則に、次の 1 項を加える。

5 項、附則第 2 項で定める当分の間の期間は、令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

本条例の詳細につきまして、お手元に別冊として配付しております参考資料の町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の概要により説明させていただきますので、特段の御配慮を賜りたいと存じます。

参考資料の 7 2 ページ、資料 5 1 をお開き願います。

先ほど御説明いたしました、羅臼町議会議員の議員報酬の改正についての要請が議長よりあった際に、羅臼町特別職の給料につきましても近隣町の水準まで引上げ、もしくは以前の報酬水準までの回復について要請がありました。そのことにつきましても、羅臼町特別職報酬等審議会において審議をいたしました。

審議会の意見といたしましては、特別職は羅臼町の顔であること、また職責の重要性や生活給であるという観点から、近隣市町村と同等の給料へ引上げることが適当であると思うが、議員報酬のときにも申したとおり、町の景況感や経済格差を鑑み、不足による減額を終了した上で、現在の給料額、この場合は平成18年4月1日の給料額の前の時点、平成17年4月1日への給料へと回復させる旨の答申がございましたことから、この答申に沿った条例改正案を上程させていただいておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、参考資料の73ページ、資料52に本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、のちほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで休憩といたします。10分より再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 議案の51ページをお願いします。

議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

52ページをお願いします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本条例につきましては、議案の52ページに掲載しておりますが、条例の内容につきまして、お手元に別冊として配付しております参考資料の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要により御説明させていただきますので、特段の御配慮を賜りたいと存じます。

参考資料の74ページ、資料53をお開き願います。

初めに、条例制定の趣旨ですが、本条例は令和5年8月の人事院から給与制度の勧告が行われた際に、働き方の多様化への対策として、在宅勤務を中心とした働き方をする職員に対して、光熱水費等の費用負担に対する軽減措置として、一月に十日を超えて在宅にて勤務する者に対して、月額3,000円を支給するものであります。

制定内容につきましては、第3条は、在宅勤務手当を給料に含まない旨明記するものです。

12条の3は、在宅勤務期間に応じて、通勤手当を減額する旨を明記しているものです。12条の5は、在宅勤務手当の支給額等について明記するものです。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、参考資料75ページ、76ページの資料54に本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、のちほどお目通しを願います。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第15 議案第20号 羅臼町指定介護予防支援等に関する
条例の一部を改正する条例制定につ
いて

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の57ページをお願いいたします。

議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す

る。

58ページをお願いいたします。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正いたします条文につきましては、58ページから61ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、改正内容につきまして参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは参考資料の84ページ、資料59をお開き願います。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正理由、内容であります。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、令和6年4月1日から各条項の追加及び削除並びに文言整理等の改正を行うものでございます。

改正条項の概要でございます。

第3条、従業員の員数から、第35条、電磁的記録等までの条項で、追加や変更されるものに関しましては、それぞれ表の内容欄に記載のとおりでございますが、主なものとしては、特定の記録媒体以外の幅広い記録媒体の使用が可能となる改正、重要事項についてウェブサイトへの掲載を義務づけることの規定の追加、身体拘束等の記録の義務化や具体的な内容についての規定の追加、利用者とテレビ電話によるモニタリングを行うことができる規定の追加、事業所からの情報提供を義務づける規定の追加などで、そのほかは改正省令に伴い、文言等の条項整理を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項は経過措置で、ただし、第22条の第1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の86ページから93ページにかけて、資料60に本条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、のちほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第16 議案第21号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域
密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に係る基準に関する条例の

一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第21号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の62ページをお願いいたします。

議案第21号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

63ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正いたします条文につきましては、63ページから72ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、改正内容につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、参考資料の94ページ、資料61をお開き願います。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正理由、内容であります。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、令和6年4月1日から各条項の追加及び削除並びに文言の整理等の改正を行うものでございます。

改正条項の概要でございます。

第6条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数から、99ページの第189条準用までの条項で、追加や変更等されるものに関しましては、それぞれ表の内容欄に記載のとおりでございますが、主な改正内容は、議案第20号とおおむね同様の内容となりますが、異なるものとしては、虐待防止のために必要な措置を講ずる事項の追加、利用者の安全や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、委員会設置の義務づけ、新興感染症の発生時における協力医療機関との連携に関する規定の追加などで、そのほかは改正省令に伴い、廃止する条項や文言等の条項整理を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行す

る。第2項は経過措置で、ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の100ページから130ページにかけて、資料62に本条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第17 議案第22号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第22号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の73ページをお願いいたします。

議案第22号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

74ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正いたします条文につきましては、74ページから78ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、改正内容につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、参考資料の131ページ、資料63をお開き願います。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正理由、内容であります。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、令和6年4月1日から各条項の追加及び削除並びに文言整理等の改正を行うものでございます。

改正条項の概要でございますが、第1条、趣旨から、133ページ、第91条、電磁的記録等までの条項で、追加や変更等されるものに関しましては、それぞれ表の内容欄に記載のとおりですが、主な改正では、こちらも議案第20号とおおむね同様の内容となりますが、異なるものとしては地域との連携について、運営推進会議により報告、評価、要望、助言等がなされることを明確化する改正で、そのほか改正省令に伴い、廃止する条項や文言等の条項整理を行うものでございます。

附則といたしましては、第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項は経過措置で、ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の134ページから145ページにかけて、資料64に本条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、のちほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第18 議案第23号 羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 議案第23号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の79ページをお願いいたします。

議案第23号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

80ページをお願いいたします。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正いたします条文につきましては、80ページから82ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、改正内容につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、参考資料の146ページ、資料65をお開き願います。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正理由及び内容でございます。

こちらにつきましても「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、令和6年4月1日から各条項の追加及び削除並びに文言整理等の改正を行うものでございます。

改正条項の概要でございますが、第3条、第3章基本方針から第31条、記録の整備までの条項で、追加や変更等されるものに関しましては、それぞれ表の内容に記載のとおりでございますが、主な改正は、こちらも議案第20号とおおむね同様の内容でございます。異なるものとしては、ケアマネジャー1人あたりの取扱い件数の見直しで、そのほか改正省令に伴い、廃止する条項や文言等の条項整理を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項は経過措置で、ただし、第24条に2項を加える改正規定は、令和7年4月1

日から施行するものでございます。

なお、参考資料の148ページから154ページにかけて、資料66に本条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、のちほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第19 議案第24号 第8期羅臼町総合計画（基本構想）
の策定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 議案第24号第8期羅臼町総合計画（基本構想）の策定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 議案の83ページをお願いいたします。

議案第24号第8期羅臼町総合計画（基本構想）の策定について。

羅臼町総合計画策定条例第4条第1項の規定により別紙第8期羅臼町総合計画（基本構想）について、議会の議決を求めるものでございます。

現在の第7期羅臼町総合計画が令和5年度で終了となりますので、令和6年度から令和13年度まで8年間の第8期羅臼町総合計画を策定するもので、計画策定にあたりましては、町民の思いや考えを把握するための町民アンケートの実施や庁舎内の管理職による総合プロジェクトと、係長職による専門プロジェクトでの検討のほか、計画内容の充実と実効性の向上を図るため、町民16名で構成する羅臼町総合計画策定委員会を設置し、御意見や御提言をいただきながら進めてまいりました。

それでは、お手元の第8期羅臼町総合計画の冊子を持って説明させていただきますので、目次の次にあります第1編 基本構想、第1部総論の1ページをお開き願います。

第1章、計画策定の趣旨の基本的な考えといたしましては、これまで以上にまちの地理的特性や自然環境、海の恵みなど、魅力的な優位性や可能性を最大限に生かしながら、町民、団体、関係機関、行政が力を合わせ新たな時代にふさわしいまちづくりを進めるとともに、一人一人が生きがいを持って行動し、様々な世代の人たちが互いに支え合い、健康で豊かに幸福に暮らせる持続的なまちづくりを進めるため、第7期羅臼町総合計画の基本構想を継承し、時代の変化に対応できる実現性・実効性を確保した最上位計画としていきます。

4 ページから 5 ページには、第 2 章、計画の構成と期間について記載してございます。

本計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の三つで構成しております。基本構想の期間は、令和 6 年度から令和 13 年度の 8 年間としていますが、基本計画につきましては重要施策・推進事業ともに急激な社会情勢の変化も想定し、前期 4 年と後期 4 年に分け、前期が終了する中間時点で見直しを行うことで、時代の潮流を反映した計画とし、PDC A サイクルにて評価・検証を行い、計画を推進してまいります。

6 ページから、第 3 章、羅臼町を取り巻く環境について記載をしてございます。

10 ページにかけまして、第 1 節羅臼町の概況として自然・立地条件、町の沿革と歴史、人口の動向、地域産業の概況を記載しています。

11 ページから 28 ページにかけましては、第 2 節まちづくりに向けての町民意向として、町民の声を計画に反映させるため、町民アンケートを実施させていただき、アンケート結果の中で、まちづくりに関する項目を抜粋して掲載しております。

29 ページから 31 ページには、第 3 節時代の潮流として、SDGs の推進から人々の価値観や生き方の変化まで、国内外の社会情勢の変化に関する 6 点を記載しております。

この町民アンケート結果と社会情勢を参考にしながら、32 ページから 34 ページに、第 4 節羅臼町の課題として、人口減少対策から持続可能な行財政運営まで、7 点の課題を掲げております。

次に、第 1 編 基本構想の第 2 部基本構想になります。

35 ページ、第 1 章、まちづくりの目指す姿では、今後、8 年間のまちづくりの目標、まちづくりの基本方針、まちづくりの将来像を記載しています。

第 1 節まちづくりの目標を、人・まち・自然いきいき・未来創造～魚の城下町らうす～とし、37 ページには、第 2 節まちづくりの基本方針として、第 7 期で掲げた協働のまちづくり、想像から創造へをさらに推進させ、自助・共助・公助による協働のまちづくりを基本方針に掲げています。

39 ページ、第 3 節まちづくりの将来像では、若い世代が将来に希望を持ち、町民が幸福に暮らせる誰一人取り残さない充実した生活が営めるようまちづくりを目指し、今できること、今こそやるべきことへの挑戦をコンセプトとしております。

40 ページをお願いいたします。

第 2 章、新しいまちづくりに向けた施策の行動方針では、五つの行動方針を掲げています。

行動方針 1 は、地域資源を生かした活力ある産業のまちとして、漁業や観光など産業の振興から人材不足の解消と雇用の促進まで、7 点の施策の基本方針と推進事業を示しています。

44 ページをお願いいたします。行動方針 2 は、一人ひとりが心穏やかに過ごせるまちとして、保健活動の充実から障がい者福祉の充実まで、5 点の施策の基本方向と推進事業を示しています。

47ページをお願いいたします。行動方針3は、人と自然が共生し安全安心に暮らせるまちとして、知床の自然と共生から憩いの場の整備まで、11点の施策の基本方向と推進事業を示しています。

52ページをお願いいたします。行動方針4は、豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちとして、学校教育・社会教育の推進からスポーツ活動の充実までの教育全般の6点の施策の基本方向と推進事業を示しています。

55ページをお願いいたします。行動方針5は、持続的な行財政運営ができるまちとして、安定した財政運営から広報・広聴の推進までの5点の施策の基本方向と推進事業を示しています。

以上が、第8期羅臼町総合計画の基本構想であります。

なお、前期4年間に取り組むべき7点の重点施策としてまとめました第2編 前期基本計画、第1部前期重点施策。基本構想に基づき各施策の現状、課題を洗い出し、推進事業を具体的に実施する主要な施策をまとめました。

第2部前期基本計画。策定経過等をまとめました資料編、今後3年間に実施する実施計画をそれぞれ別冊で配付しておりますので、お目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第20 町長・教育長行政執行方針

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、令和6年度行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 令和6年羅臼町議会第1回定例会の開催に際し、本年度予算案及びそのほかの諸議案の御審議をお願いするにあたり、町政を執行する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

まずは、令和6年元旦に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に対

し、お悔やみを申し上げるとともに、被災された多くの方々へお見舞い申し上げます。

また、被災地の復旧に御尽力されております方に対して、心から敬意を表します。

このような自然災害は決して人ごとではありません。地震大国日本では、いつ何どき今回のような災害に見舞われるか分かりませんし、この地域でも千島海溝沖の巨大地震が起る確率が高まっております。海と山に囲まれた当町は、必ずしも災害に強いまちとは言えません。これまで起きた災害を教訓に、さらなる備えと訓練を強化してまいります、一番大事なのは一人一人の心構えであります。まずは、自分の命は自分で守る、このことを基本に行動していただきますようお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類に引下げられ、国民の生活環境も以前の状況に戻りつつありますが、世界情勢や物価高騰などによる影響が続いております。さらには、世界的に温暖化が進み、昨年は当町でも初めて猛暑により集団下校が行われるなど異常気象に見舞われ、基幹産業である漁業・水産業も地球温暖化に伴って海水温が上昇し、大きな影響を与えております。

また、ある将来人口の調査では、全国的に人口減少が加速するとされ、当町においても2050年には2,000人台になるという発表がされました。

子育て環境の整備や移住・定住に関する推進事業など、人口減少に対する取組は行っておりますが、20年後、30年後にこのまちに暮らす人たちが、「羅臼町に生まれてよかった」、「羅臼町に住んでいて幸せだ」と思えるようなまちづくりをイメージし、デザインし、クリエイトすることにより、一步一步創り上げていくことが、現役世代である私たちの責務であると思っております。

私が、町長就任当初から掲げてきた「Kプロジェクト」は、ようやく中間地点を過ぎたと考えておりますので、「第8期羅臼町総合計画」と併せて具体的かつ現実的に、そして積極的にプロジェクトを進めてまいります。

令和6年度は、第8期羅臼町総合計画のスタートの年であり、町民の代表である総合計画策定委員会の皆様には、この計画の策定にあたり御尽力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

第8期羅臼町総合計画は、第7期総合計画で示された将来像の根幹となる基本構想を継承しつつ、今やるべき、今こそやるべきことへの挑戦をコンセプトに、羅臼町の未来を地域一丸となつてつないでいくための計画として推進してまいります。当町の持つポテンシャルを最大限に生かし、町民・各種団体・行政が協力し合い、まちづくりを進め、現在から将来にわたり一人一人が生きがいを持って活動し合い、健康で豊かに幸福に暮らせる持続的なまちを目指す最上位の計画でありますので、この計画に沿って輝かしい未来を創造してまいります。

そのため、昨年度、発展的に解散したアンダー60創造会議とオーバー60協力隊からいただいた提言をもとに、未来創造会議を立ち上げ、近未来創造図を描いてきておりますので、まずは道の駅周辺の再開発を計画してまいります。道の駅のを中心とした本町エリ

アは、歴史的・文化的にも重要な場所であり、経済活動の拠点として活性化を図ることにより、富士見町エリアへの導線を創り上げたいと思っています。

そのようなエリアで、町内外の方の経済活動を後押しするためにも、昨年度に採択いただいた企業立地振興条例とは別に、新たな起業者等への支援を制度化し、知床らうすをフィールドとしたチャレンジへの機会を創出してまいります。

当町の人口減少の主な要因は、産業生産の減少に伴う収入減など、生活水準の低下によるものであります。漁業では、決まった漁期があり、水産業や観光業などでは繁忙期と閑散期があることから、通年雇用が難しい仕組みになっています。

私が町長に就任して以来、常に通年雇用への取組は、社会保障などの観点からも必要であると言っておりましたが、様々な問題から実現に至っておりません。乗組員や雇用者などの通年雇用は、生活水準の向上と安定化を図る重要な取組であることから、町内関係団体と必要性を共有し、通年雇用対策を進めてまいります。

先ほど、人口減少のお話をさせていただきました。未来の人口予想に左右されずに、まちづくりをしていくことに変わりはありませんが、差し迫って取り組まなければならないのは、幼稚園・小学校の適正配置計画にのっとりた一校一園化であります。ここ数年の出生率や入園児の数をみますと、もう待ったなしの状況でありますので、令和7年度からの適正配置計画を決める中で、当然議論していかなければなりません。子どもたちの教育環境を守っていくためにも、いま一度、一校一園化に向けての議論をしてまいります。

我が国固有の領土である北方領土は、戦後78年を経た今もなお返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは、まことに遺憾であり、また、新型コロナウイルス感染症の蔓延の後も、ロシアによるウクライナ侵攻によって安全操業や島民との交流事業、墓参まで途絶えてしまっていることは、高齢化が進む元島民や北方四島関係者の皆様の心情を考えますと、痛恨の極みであります。

政府や外務省には再三にわたって要請しておりますが、一向に進展しておらず、せめて上陸しての墓参だけでも訴えています。墓参すら実現できておりません。元島民の平均年齢を考えると、いつきの猶予もありませんので、さらに強く要請するとともに、ふるさとへの思いに少しでもお手伝いできるのであれば、単独事業としての洋上慰霊も行ってまいります。

令和6年度予算は、「知床羅臼の未来創造」と「健全な財政運営」の両立をテーマに、財政健全化計画に基づき、根底からの無駄の排除、コスト削減等について厳しく洗い直し、創意工夫を持った歳入確保に努め、総合計画や公共施設等総合管理計画に位置づけした施策や事業に注視し、緊急性及び必要性を十分精査した上で、予算編成にあたりました。

一般会計予算は51億1,596万円となり、対前年度3億3,671万円の減、さらに特別会計・企業会計を合わせた全会計の予算額は、前年度より4億8,574万円減の71億2,064万円となっております。

令和6年度はいろいろな事項について、変革の年になるような気がしていますし、そうならなくてはいけないと感じております。まちづくりを行っていくのは町民皆様お一人お一人です。どうか地域活動や町政運営に興味を持っていただき、「自分のまちは自分たちで創る」といった気持ちで参加いただければと思います。

以下、まちづくりの基本方向について、重要な項目に絞って述べさせていただきます。

初めに、地域資源を活かした活力ある産業のまちについてであります。

基幹産業である漁業の振興では、新たに事業化する「昆布繁茂対策事業」を加え、羅臼漁業協同組合が展開する前浜資源の増大対策事業に対し、引き続き支援してまいります。

また、海域の安全な操業に貢献するための設備となる携帯電話の中継基地整備については、令和6年度の運用開始となるよう、関係機関に対応を求めてまいります。

水産庁は、漁村振興策として地域資源の価値や魅力を活用する「海業」を推進しており、「海洋深層水を活用した海藻の繁茂効果」や「大型クルーズ船の漁港施設係船の可能性の検討」など、「実証的に海業の計画策定に取り組む地区」として応募をし、羅臼漁港を拠点とする海業の検討を図ってまいります。産業経済とのつながりを持たせながら、将来へ向かって漁港周辺のにぎわいの創出と、魅力あるまちの形成につなげていきたいと考えております。

酪農業は、生産コスト増嵩の影響を受けるなど、厳しい情勢に置かれています。雄大な自然環境と優れた景観の中で、放牧酪農による安全な生乳生産が行われており、事業者の意向も踏まえながら、今後も体制を維持し安定経営につながるよう、標津町農業協同組合をはじめ関係機関と連携を図ってまいります。

昨年、道内で実施されたアドベンチャー・トラベル・ワールドサミットのプレサミットにおいて、当町の自然環境やその環境を活用した体験観光などが、高い評価を受けたところであります。知床ねむろ観光連盟としても、外国人の継続した受入れを図るため、羅臼町を主体とした根室管内各市町のコンテンツを活用した新たなツアー造成を進めるとともに、引き続き広域的な観光PRに努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策緩和以降、当町に訪れる外国人が増加しており、受入れ体制の整備が急務になっております。外国人を含めた観光客の受入れ体制として、昨年度はオートキャンプ場や国設キャンプ場にWi-Fi環境を整備してまいりましたが、今後も引き続き、受入れ体制の整備を進めてまいります。

昨年、幕を閉じた「知床開き」に代わるイベントにつきましては、「町民祭りの意思と伝統を引継ぎ、現代のニーズに合った次世代まで続くイベント」をテーマに、本年9月以降の開催に向けて、現在、実行委員会で内容を検討しているところであります。

商工業では、企業誘致の推進を図るとともに、町民による起業や新たな産業の創出時に活用できる補助金制度の創設など、地域の活性化につながる取組を支援してまいります。

これまで取り組んできたKプロジェクトは、実現性の高い検討や実践的な取組を進めるために、未来創造会議を立ち上げ、まずは道の駅周辺の本町エリアや道道でつながる富士

見町エリアも含め、地域活性化に向けた再開発計画の検討を進めてまいります。

また、これまでの未来創造事業の一つとして取り組んでまいりました陸上養殖事業は、現在、魚種の選定など研究開始前の最終段階になっており、今後は餌やりや水温管理など研究全般にわたり、岡山理科大学の助言をいただきながらスタートさせることとなります。

ふるさと納税は、令和5年度に8億円を超え、羅臼町のファンが増加しているものと思っておりますが、昨年の制度改正に対応した運営を進めるためにも、生産者や事業運営委託事業者の共通理解が必要であり、何よりも生産者の協力がなければ実現しませんので、さらなる連携・強化を図るとともに、事業運営委託業者とも報告のタイミングや人気のある返礼品を売り込むタイミングなど、引き続き寄附額の増額を目指してまいります。

人口減少と少子高齢化が加速的に進み、生産年齢人口の減少に伴い、町内の様々な業種で深刻な人手不足が続いております。慢性的な医療・介護現場の人材不足に加え、基幹産業である漁業や水産加工業における従事者の減少、宿泊施設や飲食店の人手不足などが顕著であり、事業経営を継続することも厳しい業種もあります。

通年雇用対策と労働者不足に係るマッチング事業を推進し、町外からの雇用の確保や関係人口の創出、外国人労働者の受入れなど、人手不足をまちの重点課題とし、住環境や子育て・医療・福祉などの移住定住施策も含めて、人口減少対策・人手不足対策に取り組んでまいります。

また、関連する問題として、物流・運送の2024年問題があり、消費地と遠隔地にある羅臼町は、経済産業に大きな影響が及ぶ可能性があります。特に、広大な北海道にあっては、産地と消費地をともに支える効率的な物流システムの構築が急務であり、管内市町とも実態の把握に努め、地域生産物の流通環境が安定確保できるよう連携し、国や道などの関係機関に対策を求めてまいります。

次に、「一人ひとりが心穏やかに過ごせるまち」についてであります。

町民一人ひとりが住み慣れた場所で心穏やかに過ごすためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う、優しいまちづくりが必要であり、そのためには、医療・保健・福祉の連携による地域包括ケアシステムの推進が重要であります。

そのためには、まず自身の健康を確認するために、特定健診や各種がん検診を必ずお受けいただき、病気にならない、病気になっても悪化させない、生活習慣と健康増進に向けた取組をお願いするとともに、まちとしても診療所と連携した重症化予防対策や重複服薬者への指導を実施してまいります。

令和6年度からスタートする、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、前期計画の内容や課題から、今後、3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、団塊ジュニアの世代が65歳を迎える、いわゆる2040年問題を見据え、地域共生社会の実現と制度の維持可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう、制度の整備や取組の強化を

図ってまいります。

医療職・介護職の人材不足は、依然として厳しい状況にあります。医療技術者修学資金助成金や介護職員支度金補助金をはじめ、昨年度創設した、介護人材確保・離職防止支援事業補助金による各種制度を継続するとともに、制度の活用に向けた看護学校等への周知や北海道移住フェアでのPR等により、引き続き人材確保に努めてまいります。

また、主な収入源が介護報酬である介護事業所は、人材不足等による収入減や介護保険制度の改正により、経営危機に直面しやすい事業形態であることから、利用者が安心して介護サービス等を受けられるよう、町としても介護事業者の緊密な連携を図り、離職防止や生産性向上に資する取組を推進して、運営基盤を安定させ、経営危機に陥らないための支援を行ってまいります。

指定管理13年目を迎える知床らうす国民健康保険診療所は、釧路孝仁会との緊密な連携を図り、町民が安心して生活ができるよう医療体制を継続してまいります。

子育て支援では、小規模保育事業B型事業の開設をはじめ、放課後児童クラブや幼稚園の預かり保育の充実、子育て世代包括支援センターなどによる、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や子育て等の多様なニーズに応じた支援を実施してまいりました。今年度は、第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画の評価を行い、こども基本法の理念も加え、切れ目なく、子どもや子育ての身近な相談支援や経済的支援、保育体制等を充実させるよう第3期計画の策定を行い、各種事業を推進してまいります。

児童虐待に関しては、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報交換や、適切な保護・支援を図るための協議の場と児童家庭相談の対応窓口として、平成28年に、羅臼町要保護児童対策地域協議会を設置しており、虐待通告があった際、リスクの低い要支援ケースは町で対応し、リスクの高い虐待ケースの場合は、立入調査・一時保護などの強制的な権限を持つ児童相談所と連携を図り、児童虐待防止の対応にあっております。今後においても、未来を担う児童の健やかな成長を推進するため、児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、児童虐待未然防止に努めてまいります。

障がい者福祉は、社会全体の高齢化や核家族化の進展とともに、障がい者の増加と高齢化や重度化に伴う多様なニーズにより、法制度の改革が行われるなど、取り巻く環境が大きく変化しています。当町においても、新たな法制度に対応できるよう、国や道の動向に留意しつつ、実態やニーズの把握に努め、各種サービスの充実を図りながら、社会参加の促進など様々な施策を推進するとともに、町内事業所をはじめ関係機関と連携を図りながら、障がい者福祉の向上を図ってまいります。

次に、「人と自然が共生し、安全安心に暮らせるまち」についてであります。

知床国立公園は、本年6月に指定60周年を迎えます。知床の自然環境及び生態系など普遍的な価値の存続、さらに知床の地域の適正な利用と保全の両立を、将来に向かって模索する契機とすることを目的とし、環境省、斜里町、関係機関とともに、周年事業を実施してまいります。

昨年度、大量出沒したヒグマに対しては、知床財団や関係機関の協力を得て対策を講じてまいりましたが、全国トップレベルの出沒地帯となり、生活や産業活動への影響が甚大となっています。北海道では、ベンチャー企業と連携し、ICTやドローンなどの先進技術を用いたヒグマ対策ソリューションを検証しております。当町もその結果を確認し、安全かつ効率的な獣害対策に貢献するものであると判断したことから、本ソリューションを導入することといたしました。

また、市街地北側の山麓部に整備されている電気柵は、市街地侵入防止に欠かすことのできない設備であります。電気柵を添架するフェンスが大雪などにより損傷が激しいことから、強度を高めた設計で全面改修を行ってまいります。

世界自然遺産の地・知床羅臼だからこそ、「共存」の必要性と実現に向けた新たな機能や施設整備は重要であります。ガバメントクラウドファンディングを通じて、ヒグマとの関わりや様々な取組を多くの人に知ってもらい、「ヒグマが生息する森を後世に引き継ぎ、衝突を限りなくゼロにしていくことが、目指す方向である」とのメッセージを伝え、一緒に考えてもらうきっかけになればと考えております。

ゼロカーボンシティの推進につきましては、当町の特性を踏まえ、2050年の目標達成に向けた地域経済と社会的課題に資する取組や、地熱や太陽光など再生可能エネルギー設備の導入等に向けた調査・研究を行ってまいります。特に、当町の再生可能エネルギーである温泉熱は、昨年度実施した4号井と5号井の増掘により、温泉湧出量も増大したことから温泉熱の安定供給となると、さらなる有効活用を期待しているものであります。

また、ブルーカーボンは、藻場などの海洋生態系に吸収・貯留される炭素として注目されており、知床においても高水温の影響により海の砂漠化が進んでいることから、課題解決が急務となっています。

漁業者が主体となり、関係機関と連携のもと、磯焼けが進行する沿岸域において昆布漁場、そして様々な海藻、海草など多彩な植生環境を再生させ、あわせて魚族資源の生活史へも貢献する沿岸環境を整えていく仕組みとして、羅臼モデルの検証をスタートさせたいと考えています。

ゼロカーボンの実現は、町、地域住民、事業者等の協力・連携が不可欠であることから、推進体制の構築も図ってまいります。

地域課題である公共交通の充実に向けては、庁舎内部において検討会議を設置し、まちづくりアンケートの結果や高齢者を対象とした聞き取り結果を踏まえながら、当町の交通の在り方について検討をいたしました。今年度は、公共交通の利用に関する協議の場として、町民、旅客事業者、各関係機関等による「羅臼町地域公共交通活性化協議会」を立ち上げ、地域公共交通計画の策定に着手してまいります。

また、通院や買物などの生活に不便を生じないよう、路線バスの空白時間や観光客の利便性向上に向けた、送迎バス運行等の実証実験に取り組んでまいります。深刻な運転手不足の解消やライドシェアの導入の可能性など、様々な課題や検討項目がございますが、協

議会の声や実証実験の結果を踏まえながら、当町に適した交通体系を目指してまいります。

振り込め詐欺など悪質な犯罪の早期発見に努めるためにも、金融機関や中標津警察署羅臼駐在所と連携し、広報等を活用して町民への情報提供や注意喚起を図り、羅臼町防犯協会等とも連携し、町民が犯罪に巻き込まれないよう取り組んでまいります。

また、防犯灯の電気料金助成割合を5割から8割に変更し、町内会等の負担を軽減いたします。

昨年9月、町内において交通死亡事故が発生してしまいましたが、今後も交通事故のない安全・安心な社会の実現を目指し、中標津警察署羅臼駐在所や羅臼町交通安全協会等とも連携し、交通安全運動を実施してまいります。

住宅セーフティネットづくりを推進するため、「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な建て替え事業及び改善事業、除却事業を行い、良質な住宅ストックを形成するとともに、適正な供給戸数の確保に努めてまいります。

今年に入り、当町では暴風雪や大雪による被害が発生いたしました。災害はいつどこで起こるか分かりません。時と場所を選ばずに発生するあらゆる災害に対応するため、複数の備蓄拠点を確保し、町民のみならず観光客等を含めた被災者が、一定期間滞在できるよう災害備蓄品の整備を計画的に進め、引き続き防災・減災対策の強化に努めてまいりますので、町民皆様におかれましても、安全・安心を確保するための災害対策に、さらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、「豊かな心を育み、明日へとはばたくまち」についてであります。

人口減少に伴い、児童生徒も同様に減少傾向にある当町において、羅臼町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その理念や施策の根本となる方針を定めた「羅臼町教育大綱」に基づき、将来の子どもたちにとって幸福になるための取組を教育委員会とともに推進してまいります。

子どもたちにとって望ましい教育環境の一層の充実を目指し、令和6年度までの計画期間である「羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画」については、令和7年度以降の5か年計画において、教育的観点のみならず、地域の様々な事業を総合的に考慮し、地域とともに計画的に検討することが望ましく、教育委員会を中心に策定することとしております。

令和2年から「地域連携校」に指定された羅臼高等学校は、知床未来中学校卒業生の約50%が進学する高校として、毎年20名前後の入学人数で推移しており、10年後には入学人数が10名を下回ることが予想されております。羅臼高等学校のありさまをしっかりと検討するとともに、高校やPTAの皆様が考えた「生徒や保護者から選ばれる魅力ある高校づくりの取組」に対し、町も継続して支援をしてまいります。

社会教育につきましては、令和6年度から令和9年度まで4年間を計画期間とする「第9次羅臼町社会教育中期計画」を推進してまいります。

新たな図書館につきましては、町民の読書環境と社会教育活動の拠点として、令和6年6月のオープンを目指して準備を進めてまいります。

教育行政の詳細につきましては、教育長の執行方針で触れられますが、継続実施に向けて関係団体と連携を図りながら取り組んでまいります。

このほか、遊び場の創出と「らうす自然とみどりの村」施設利用の充実を図るため、子どもたちが遊べる遊具の設置、隣接するオートキャンプ場利用者や近隣市町の方々が利用できるような空間づくり、町民の憩いの場となるような公園や通年利用を意識した施設整備などの検討を進めてまいります。

最後に、「持続的な行財政運営ができるまち」についてであります。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、2050年には、羅臼町の人口は現在の半分になるという厳しい結果が出され、それに伴う町職員のなり手不足についても、危機感を募らせております。持続的な行政運営を進めるためには、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXが、これからの課題を解決する極めて重要な役割を果たすと考えております。

DXとは、IT技術を戦略的に活用することで、ビジネスやサービスを変革し、新たな価値を創出することを意味し、自治体においても手続のオンライン化などにより、住民生活の便益向上や行政効率化と財政健全化を図ることが可能となります。

DXを遂行するにあたっては、庁舎内プロジェクトチーム「羅臼町DX推進本部」を設置し、各種事業を効果的に推進できるよう努めてまいります。また、町民皆様の声を町政に反映するためにも、情報の提供や広報・広聴活動は重要であると考えておりますので、SNSなどによる新たな情報提供の手法も検討してまいります。

町財政の歳入につきましては、主要産業である漁業の不振や物価高騰の影響により、税収の確保が困難な状況ですが、納期内完納の啓発など納税意識の向上を図り、税収確保に努めるとともに、誠意が見られない滞納者には、釧路・根室広域地方税滞納整理機構や北海道とともに連携しながら、差押えなどの滞納処分を進めてまいります。

また、未利用の土地及び建物の町有財産につきましては、売却を推進し、財源の確保に努めてまいります。

歳出につきましては、現下の厳しい財政運営が続いている状況にありますが、新たに始まる第8期羅臼町総合計画における重点施策を着実に実行するとともに、喫緊の課題の解決に対しては、引き続き財政健全化計画に基づく持続可能な財政構造への転換に向けた取組などを進め、職員一丸となって健全な財政基盤の構築を目指してまいります。

特別会計につきましても、独立採算の原則に基づき、引き続き徹底した歳入確保と歳出削減を図るとともに、各会計の自助努力により経営の健全化を進めながら、繰出金の抑制に努めてまいります。

以上、令和6年度、町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策の概要について述べさせていただきました。

地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、少子高齢化による人口減少対策や気候変動に伴う温暖化と脱酸素に向けた取組、急速に進展するデジタル化の推進など、まちづくりの転換期を迎えておりますが、令和6年度からスタートする第8期羅臼町総合計画に掲げた施策を着実に実行することで、若い世代が将来に希望を持ち、町民誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりに結びついていくものだと感じております。そのためにも、私の持てる力の限りを尽くしてまいり所存であります。

また、役場職員の人材を計画的に確保するのが難しい状況にありますが、持続可能な行政サービスと充実を図るため、役場の機構の一部を見直し、庁舎内の連携を強化することで、町民の声を反映しやすい体制づくりを目指してまいります。

町民皆様、議員各位、羅臼町を応援してくださる全国の皆様のより一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、令和6年度の行政執行方針といたします。

○議長（佐藤 晶君） 次に、令和6年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（石崎佳典君） 令和6年羅臼町議会第1回定例会の開催にあたり、教育行政の基本姿勢及び主要な施策について申し上げます。

人口減少、少子高齢化の進行は、教育環境そのものを変えようとしています。一方で、グローバル化や情報通信技術の進展は、私たちに新たな視野と可能性をもたらしています。これらの動きが同時進行する中で、私たちはコロナ禍を経験し、価値観や生活様式、働き方等、急激な変化を余儀なくされました。このような変化の激しい時代において、子どもたちには個人や社会の多様性を尊重しつつ、主体的に考え、他者と協働して課題を解決に導くことができる力の育成が一層重要となっております。

次代を担う子どもたちのために、「羅臼町教育大綱」に基づき、当町の豊かな自然と産業、文化と歴史を教育資源として十分に活用しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育むとともに、地域社会と一体となって、少子化に対応した活力ある教育環境の充実・発展に取り組んでまいります。

こうした認識のもと、当町が目指す教育の基本方針を申し上げます。

当町の教育目標である「ふるさと羅臼の躍進を創造し、いきいきとたくましく行動する心豊かな町民の育成」の実現に向け、SDGs 17の目標を念頭に、「自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む」と「ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む」という羅臼町が目指す教育の基本方針のもと、「子ども一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」、「学びの機会を保障し、質を高める環境の確立」、「地域と歩む持続可能な教育の実現」の三つを大きな柱として施策を推進いたします。

次に、主要な施策の概要を申し上げます。

はじめに、「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進について」であります。

令和2年度から令和6年度までの羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画につきまして、毎年推計を行い、春松小学校が将来複式学級になる状況が見られるようになったため、説明会を開催してきたところです。

今年度は、令和7年度からの適正配置計画を策定する準備の1年になりますので、子どもにとって望ましい教育環境の一層の充実を目指して、関係団体や幼稚園及び小学校のPTA、地域住民としっかりと協議し、当町にとって最も望ましい適正配置計画を策定してまいります。

当町では、全ての幼稚園、小・中学校、高校の教職員によって構成される「羅臼町幼中高一貫教育推進協議会」において、3歳から18歳までの15年間を見通した一貫教育に取り組んでいます。自然豊かな知床・羅臼町で育つ園児・児童・生徒が、これからの未来をたくましく生き抜くことに必要な、心豊かで健全な人間形成を図るため、様々な取組を進めてまいります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う上で大変重要なものであることから、幼稚園での活動全体を通して、幼稚園教育要領で定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」への育みを実現させます。

読書好きな児童生徒を育成するため、学校における読書習慣の確立に向けた全校一斉読書の取組を強化します。

特別支援教育は、個別の支援計画「こんぱす」の一層の活用を促進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服、あるいは改善するため、適切な支援を行ってまいります。

キャリア教育は、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した「羅臼町版キャリアパスポート」により、それぞれの個性に応じた進路の実現につながるよう努めます。

また、各種関係団体との連携のもと、多種多様な職業体験の場の確保に努めるとともに、特に当町の基幹産業である水産業をはじめ、酪農業や観光業、食品加工業などについても体験の場を設け、児童生徒の将来の職業選択の幅を広げます。

幼稚園、小学校にコーディネーショントレーニングを導入し、運動に関する興味・関心・意欲を高めます。

道徳教育については、自らの命の尊さを知ることや、自己肯定感を高めること、人を思いやる気持ちを育てていくことが大切であり、道徳の授業だけではなく、全ての教育活動において取り組んでまいります。

持続可能な社会の担い手を育む教育を推進するため、知床学として熊学習、生態系学習や海洋教育などを推進してまいりました。本年度は、副読本を位置づけた知床学のカリキュラムを完成させるとともに、他地域の先進校と意見交換や課題協議を行い、海洋教育の発展に努めてまいります。

町内唯一の高校である羅臼高等学校の支援事業につきましては、生徒の資質向上につな

がる施策及び高校とPTAが考える保護者や生徒から選ばれる、魅力ある高校づくりを支援します。

また、人口減少に伴い、羅臼高等学校への進学者が減少傾向にあります。今後も一定の入学数を確保し、羅臼高等学校を存続させるため、道内先進校の視察を行います。

次に、「学びの機会を保障し、質を高める環境の確立について」であります。

急速に進む情報化社会に伴い、インターネットやSNSを活用する機会が増加するため、児童生徒には情報モラルを身につけ、思いやりのある行動がとれるようにするとともに、客観的に判断する能力を育てるため、情報リテラシー教育を継続して取り組みます。

教師個々の授業力を高めることが、学力向上に大きく関わることから、個別最適な学びを充実するために、先進校から実践を学び、道立教育研究所と連携した研修講座を実施します。また、小・中学校においては、北海道教育大学附属釧路義務教育学校と連携した研修を実施し、教師の授業力向上に努めます。

教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、教職人生を豊かにすることで人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、第2期羅臼町アクションプランの取組期間を、令和4年度から6年度までの3年間とし、教育委員会と小・中学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて取り組んでまいりました。今年度は、第2期の最終年でありますので、「第3期羅臼町アクションプラン」についても改定してまいります。

就学援助制度につきましては、経済的理由により、就学困難と認められた児童・生徒に対し、必要な就学援助費を支給し、義務教育の機会均等を図ります。

次に、「地域と歩む持続可能な教育の実現について」であります。

令和6年度からスタートする「羅臼町第9次社会教育中期計画」は、今後の4年間を見据えて、町民の学習とまちづくり・地域づくりへとつながるよう、ふるさと学習の推進を重点として取り組んでまいります。

学校運営協議会の取組を地域に浸透させていくため、各校に「地学協働活動部会」を設置し、地域とともにある学校と学校を核とした地域の実現を目指します。

子育て・家庭教育支援につきましては、子育てのコツやヒントを保護者へ提供しながら、子育て支援を展開するとともに、学校と地域、家庭の連携を図りながら、家庭教育の充実も図ります。

生涯学習・社会教育の推進につきましては、ふるさと学習事業を展開しながら、核となるリーダーの養成に努めてまいります。

また、当町の地域課題に関する学習機会を提供し、住民自らよりよい地域づくりの担い手として、主体的に関わっていく協働の意識を高めてまいります。

社会教育関係団体につきましては、日頃の活動が継続できるよう求めに応じた指導助言を行い、団体が自主・自立するための継続的な支援をしてまいります。

また、生涯学習の基本理念である「いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる学習

社会の実現」を念頭に、学校開放事業を最大限活用するなど、団体活動が安定的に取り組めるよう利用調整を図ってまいります。

スポーツ活動につきましては、ニーズも変化し、多様化してきております。生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境、また、スポーツを始めるきっかけづくりが必要であると捉えておりますので、羅臼町スポーツ協会、羅臼町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブらいずと連携し、町民が運動することへの習慣化につながるよう事業を展開してまいります。

また、国が進めている、中学校の部活動の地域移行については、現在、関係者による「羅臼町のスポーツ・文化の在り方検討協議会」が設置され、持続可能な運営体制について検討がされております。一定の方向性がまとまり次第、町民皆様に対する説明会や意見交換など、情報発信をしていくとともに、新しい地域の生涯スポーツや文化活動を確立させていきたいと考えております。

防災教育につきましては、大学や防災関係者による講演や授業を学校教育で実施してまいりました。今年度は、社会教育でも関係団体と連携して利用者の安全対策や初動マニュアルなどを確立し、防災意識を高めてまいります。

地震や津波、台風や大雪などの自然災害発生時において、自ら身を守る能力と、共に助け合う能力をさらに高めてまいります。

教育施設につきましては、児童生徒や町民の日々の学習や生活において多くの時間を過ごす場所であり、安全・安心で快適な環境の整備が求められております。羅臼町教育施設等個別施設計画にのっとり、計画的な保全による長寿命化を図ってまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を深めるため、多様な鑑賞機会の拡充や普及活動に、羅臼町文化協会などと連携し取り組んでまいります。

新図書館につきましては、令和6年6月のオープンを目指しております。次代を担う子どもたちの生きる力を育むため、家読事業を充実させるとともに、町民の学習の場として活用を図ってまいります。

また、子育て世代や高齢者にも喜ばれるサービスを拡充させ、生涯学習や社会教育の活動拠点の一つとして、新図書館を運営してまいります。

文化財保護につきましては、郷土資料館を中心に、引き続き保護と活用を進めてまいります。

以上、令和6年度に取り組む主要な施策を申し上げます。

子どもたちが、健やかで豊かな学びを続けられる地域づくりを推進するためには、学校・家庭・地域・行政の緊密な連携と、深い理解が不可欠です。

当町が誇る自然と産業、歴史と文化などの豊かな教育資源を、学校教育と社会教育が両輪となって効果的に活用しながら、学びを深めていくとともに、地域の教育課題の解決に向け取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を心

からお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、町長、教育長行政執行方針の説明が終わりました。
町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は、明日行います。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、明日は、午前10時より会議といたします。

明日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員